

井手町教育大綱

平成28年3月

京都府 井手町

1 目標

子どもたちの夢と未来、住民のいきいき活動を支援し、豊かに人が育つまちをつくる。

2 方針

(1) 「第4次井手町総合計画」の教育に関する下記の事項を方針とする。

- ・基本構想 第2章 第3節
4 豊かに人が育つまちをつくる
- ・基本計画 第4章 第2節 学校教育
第3節 青少年・若者
第4節 生涯学習・生涯スポーツ
第5節 地域文化
第6章 第1節 人権尊重

(2) 「第4次井手町総合計画」策定後、重点的に取組を進めている下記の事項を方針に組み入れる。

① 中学生夢・未来支援事業の推進

泉ヶ丘中学校生徒の夢や未来を支援するため、グローバル化に対応した国際交流・海外派遣事業並びに、スポーツに励む生徒への部活動支援事業の継続・充実を図る。

② 特別支援教育に係る事業の推進

障がいのある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに

応じた適切な指導及び支援を進めるため、特別支援教育支援員配置事業や通級指導教室の継続・充実を図る。また、平成32年4月開校予定の府立支援学校建設に向け、井手町として関連事業を推進するとともに、京都府と緊密に連携・協力していく。

③ いじめ防止等の取組の推進

「井手町いじめ防止基本方針」に基づき、人権尊重の精神の下、いじめの防止、早期発見・早期対応のための対策を総合的かつ効果的に推進するとともに、児童・生徒の生命又は身体の保護を要する緊急の事態に対して、速やかに対応するよう努める。

3 期間

平成27年度から平成32年度の6年間とする。

(第4次井手町総合計画終了年まで)